

給水装置工事手引書 改訂一覧表（令和7年11月1日）

No.	章	頁	表 題	改正箇所	内 容
1	目次		目次	2－3－3	2－3－3 → 2－2－3
2	1	P-2	1-3 給水装置の概念	施行令第5条	施行令第5条 → 第6条
3		P-4	1-5 給水装置の構造及び材質の基準	施行令第5条(2箇所)	施行令第5条 → 第6条
4	2	P-2	2-1-2 供給規定の適合要件	施行規則第12条の2	施行規則第12条の2 → 第12条の3
5		P-5	2-2-3 供給規程に定める給水拒否及び給水停止	政令第5条(2箇所)	政令第5条 → 第6条
6	3	P-4 ～7	3 費用	表3－6～12	表3-6→表3-2 表3-7→表3-3 表3-8→表3-4 表3-9→表3-5 表3-10→表3-6 表3-11→表3-7 表3-12→表3-8
7	4	P-2	4-2 事業運営の基準(基本事項5.イ)	令第5条	令第5条 → 第6条
8		P-5	4-3 指定の基準(基本事項(3))	(3)イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ	イ:内容変更 ロ:追加 ハ以降は順ずれ
9		P-6	4-3-3 欠格要件	ホ、ニ、ハ	ホ → ヘ、ニ → ホ、ハ → ニ
10		P-7	4-4-1 指定の申請手続き	(2)の追加	指定給水装置工事事業者(臨時)の説明
11		P-8	4-5 変更の届出等(基本事項2.(2))	ホ	ホ → ヘ
12		P-11	4-8-1 指定の取消要件(1)	(法25条第1項1号)	法25条第1項1号 → 法25条の11第1項1号
13		P-12	4-8-1 指定の取消要件(8)	ハ	ハ → ニ
14		P-14	表4-1指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分基準	関係法令条文 違反内容	条文変更 順ずれ
15	5	P-1	5-1給水装置工事の申込み 2(2)改造工事	(2)説明追記	(分水止めを伴うものも含む。)
16		P-4	5-2申込みの手続き 3工事の申込み等(4)	(4)説明追記	(暫定直圧給水)
17		P-4	5-2申込みの手続き 4事前協議(2)	①	①3階以上の直結式給水とする場合
18		P-5	5-2-1申込みの手続き 3留意事項	(4)建築確認書の写し	建築確認番号の記載がないものについて、説明文修正
19		P-7	5-2-1申込みの手続き 3留意事項	(9)特殊器具設置申込書	特殊器具(湯沸し器、浄水器、活水器、太陽熱制御温水器等及びその他特殊器具と判断されるもの)
20		P-8	5-2-2事前協議	①追加	①3階以上の直結式給水とする場合
21		P-16	5-2-5給水装置工事申込書の作成 (2)工事の申込者又は指定事業者等が記入する項目と記入方法	⑩建築確認	説明文修正
22		P-35	5-5-4 工事記録写真 (2)	③追加	③集合住宅においては、現地立会による検査を全戸実施した場合、工事記録写真はタイプごとに提出することが出来る。
23		P-40	5-6-2特殊器具の扱い	(10)(11)の追加	(10) 貯水機能付き給水器具(通常時は水道圧のかかった状態で、器具内部の水が使用とともに入れ替わりながら貯留され、非常時に器具内部の水が利用可能となるもの) (11) 上記以外に特殊器具と判断されるもの。
24		P-46	5-9 共同住宅制度 基本事項 5-9-1(1)	第5条 ④	第5条 → 第6条 ④ → ③
25		P-47	5-9-2 関係書類及び留意事項	⑩料金センター	料金センター → お客さまセンター
26		P-52	5-10-6 申請に必要な関係書類	⑭料金センター	料金センター → お客さまセンター
27	6	P-1	6-1 給水装置の材料(基本事項)	厚生省令第4条	4条 → 14号
28		P-4	(3)ポリエチレン粉体ライニング鋼管	5mm	5mm → 50mm
29		P-25	6-3給水管及び給水用具の指定	表6-11管理者が指定する給水管及び給水用具	・公道横断部の使用材料 ・ソフトシール仕切弁の種類追加 ・注意書き追加
30		P-33 P-34	6-4-3水道メーターの採用機種	表6-12北九州市の採用メーター	最新データに更新
31	7	P-3	7-2-1 給水方式の概要 ((2)直結式増圧給水(図7-3))	図7-3逆止弁位置変更	BP下流側 → BP上流側
32		P-4	7-2-1 給水方式の概要 ((3)直結式複合給水(図7-4))	図7-4逆止弁位置変更	BP下流側 → BP上流側
33		P-7	7-2-2 3階建て以上の直結式給水	5説明追記	(暫定直圧給水)
34		P-8	7-2-2-4 3階建て以上の建物の給水管等の口径決定	(1)(2)	決定方法の変更(水理計算を基本とする)
35		P-8	7-2-2-5 メーターの設置及び収納	(2)	説明の修正
36		P-8	7-2-2-7 逆流防止器具及びボックス等	(2)器種	逆流防止器具の変更
37		P-9	7-2-2-8 止水栓類及びボックス等	(2)収納	図8-14 → 図8-16
38		P-10	7-2-2-10 増圧ポンプの設置	(2)	但し書き追加
39		P-14	7-2-2 メーター回り標準構造図	図7-12	但し書き追加
40		P-17	7-2-4 水槽式給水	2 追記	メーター口径φ40以上は定流量弁設置
41		P-23 P-36	7-5-1 計画使用水量(直結式給水)	表7-8給水用具の標準使用水量 表7-16 給水管の最大動水こう配及び最大流速	標準使用水量の更新 流量の更新
42		P-31	7-5-3-2 給水用具の損失水頭	表7-14直管換算延長表	逆流防止器具の変更
43		P-33	7-7-1 メーター口径の決定	参考(2)	説明の修正
44		P-34	7-8 口径決定の手法	(4)	説明の修正
45		P-34	7-8 口径決定の手法	(参考)	説明の修正
46		P-36	7-8-3 水理計算を省略できる場合	水理計算を省略できる場合	抹消
47		P-50	(3)直結式増圧給水	P4水理計算書(第3号様式)ウエ ストン公式	P4水理計算書(第3号様式)ウエ ストン公式→ 水理計算書(第3号様式)ウエ ストン公式(P4+P6)
48	8	P-1	8-1 給水装置の取出し	4追記 8, 9追加	4.割丁字管は原則V型使用 8. 配水管が耐震管の場合 9. ソフトシール仕切弁の使用について
49		P-5	8-2-1 止水栓の設置	(1)追記	直結止水栓(逆止弁付ボール止水栓を含む)
50		P-20	8-6-1 配管工事	(2)	13－7. 材料及び工法等→表6－11
51		P-20	8-6-1 配管工事	(4)図8-20	サンドブラスト現象→管の保護
52		P-24	8-7 給水管の明示 (8-7-2布設位置が不明となる場合)	図8-29管埋設明示テープ	管埋設明示テープ → 管体標示テープ
53		P-25	8-7 給水管の明示 (8-7-2布設位置が不明となる場合)	図8-30埋設管明示シート 図8-31埋設管明示シート	図8-30 埋設管明示シート → 地中標示テープ 図面差し替え 図8-31 埋設管明示シート → 地中標示テープ
54	9	P-12	9-1-5 クロスコネクション	施行令第5条	施行令第5条 → 第6条